

訪問看護・介護予防訪問看護 契約書別紙【料金表】

【介護保険】

(令和8年6月1日改定)

(1) 基本料金

訪問看護 (基本料金)						介護予防訪問看護 (基本料金)					
訪問時間	単位数	費用額	自己負担分/回			単位数	費用額	自己負担分/回			
			10割	1割	2割			3割	10割	1割	2割
20分未満 (*算定要件あり)	314単位	3,469円		347円	694円	1,041円	303単位	3,348円	335円	670円	1,005円
30分未満	471単位	5,204円		521円	1,041円	1,562円	451単位	4,983円	499円	997円	1,495円
30分以上60分未満	823単位	9,094円		910円	1,819円	2,729円	794単位	8,773円	878円	1,755円	2,632円
60分以上90分未満	1128単位	12,464円		1,247円	2,493円	3,740円	1090単位	12,044円	1,205円	2,409円	3,614円
理学療法士等の場合 1回20分	294単位	3,248円		325円	650円	975円	284単位	3,138円	314円	628円	942円

※訪問看護費の額は、介護保険法に基づいた単位数に、地域区分(1級地11.40円)の単価を乗じた額となっております。なお利用料自己負担額は[(基本単位数+サービス提供体制強化加算)×月間利用回数+各種加算単位数]に地域区分を乗じた額となるため、料金表の金額と若干の誤差が生じる場合があります。

※理学療法士等による訪問看護は、1回当たり20分以上とし、週に6回を限度として訪問できます。

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護による訪問看護

項目	単位数/月	費用額	自己負担分/回		
			10割	1割	2割
定期巡回・随時対応型訪問介護看護との連携による訪問看護	2961単位	32,719円	3,272円	6,544円	9,816円
*要介護5の利用者(上記項目単位数に800単位加算)	3761単位	41,559円	4,156円	8,312円	12,468円
*月途中の利用開始/終了 *短期入所 *区分変更時	97単位	1,071円	108円	215円	322円
*サービス提供体制加算Ⅰ 2	50単位	552円	56円	111円	166円
*サービス提供体制加算Ⅱ 2	25単位	276円	28円	56円	83円

(3) 各種加算料金

項目	内容	単位数	費用額	自己負担分		
				10割	1割	2割
緊急時訪問看護加算(Ⅰ) (月1回)	必要に応じての緊急訪問対応契約	600単位	6,630円	663円	1,326円	1,989円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ) (月1回)		574単位	6,342円	635円	1,269円	1,903円
特別管理加算Ⅰ (月1回)	悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態等	500単位	5,525円	553円	1,105円	1,658円
特別管理加算Ⅱ (月1回)	在宅酸素療法指導管理を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等	250単位	2,762円	277円	553円	829円
複数名訪問加算Ⅰ	2人の看護師が同時に訪問看護を行う場合 30分未満	254単位	2,806円	281円	562円	842円
	30分以上	402単位	4,442円	445円	889円	1,333円
複数名訪問加算Ⅱ	1人の看護師と1人の補助者が同時に訪問看護を行う場合 30分未満	201単位	2,221円	223円	445円	667円
	30分以上	317単位	3,502円	351円	701円	1,051円
長時間訪問看護加算	90分以上の訪問看護を行う場合	300単位	3,315円	332円	663円	995円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める基準に適合	6単位	66円	7円	14円	20円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		3単位	33円	4円	7円	10円
ターミナルケア加算	在宅で看取りに必要なケアがなされた時	2500単位	27,625円	2,763円	5,525円	8,288円

項目	内容	単位数	費用額				自己負担分			
			10割	1割	2割	3割	10割	1割	2割	3割
初回加算（Ⅰ）	病院、診療所等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合	350単位	3,867円	387円	774円	1,161円				
初回加算（Ⅱ）	新規に訪問看護計画を作成し訪問看護を提供した場合	300単位	3,315円	332円	663円	995円				
退院時共同指導加算	入院中若しくは入所中の者に対して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	600単位	6,630円	663円	1,326円	1,989円				
看護・介護職員連携強化加算（月1回）	たんの吸引等が必要な利用者に訪問介護事業所と連携し、計画の作成等に対する助言等の支援を行った場合	250単位	2,762円	277円	553円	829円				
看護体制強化加算（Ⅰ）	中重度の要介護者の在宅生活を支える訪問看護体制の評価、基準に適合している場合	550単位	6,077円	608円	1,216円	1,824円				
看護体制強化加算（Ⅱ）		200単位	2,210円	221円	442円	663円				
看護体制強化加算（予防訪問看護）		100単位	1,105円	111円	221円	332円				
早朝・夜間加算	6時～8時・18時～22時	単位数の25%								
深夜加算	22時～6時	単位数の50%								
専門管理加算	緩和ケア等に係る専門の研修を受けた看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	250単位	2,762円	277円	553円	829円				
口腔連携強化加算	口腔の評価を歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供した場合	50単位	552円	56円	111円	166円				
処遇改善加算		単位数の1.8%								
<p>* サービス提供体制強化加算のみ1回の訪問毎に算定されます。</p> <p>* 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。後日サービス提供証明書を保険者の窓口へ提出しますと、自己負担額との差額の払い戻しを受けることができます。</p> <p>* 主治医の診療に基づき、一時的に頻回な訪問看護の必要性を認めた場合は、特別訪問看護指示書の交付により医療保険にて訪問します。</p>										

【医療保険】

(令和8年6月1日改定)

- * 訪問回数は厚生労働大臣の定める疾病等及び特別訪問看護指示書が交付された場合を除き、週3日までとなっています。
- * 訪問時間は30分以上1時間30分未満となっています。
- * 料金は下記の通りですが、自己負担分は保険の種類などにより異なります。(1~3割)
- * 生活保護、精神、難病等公費を利用する場合は料金が異なります。なお利用料自己負担額は〔基本療養費+管理療養費〕×月間利用回数+各種加算額〕の合計金額を10円未満四捨五入した額となるため、料金表の金額と若干の誤差が生じる場合があります。
- * 各種保険の利用がない場合は、別途その他料金を請求させていただきます。

(1) 基本料金 (基本療養費と管理療養費を合わせて請求)

項目		内容	費用額	自己負担分/回				
				10割	1割	2割	3割	
訪問看護基本療養費 (I)	保健師、助産師、看護師による場合	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円		
		週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円		
	悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケアまたは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が(他事業所や医療機関等との共同)訪問した場合		12,850円	1,285円	2,570円	3,855円		
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合		5,550円	555円	1,110円	1,665円		
訪問看護基本療養費 (II) 同一建物内建物居住者で同一日複数者の訪問看護をした場合	保健師、助産師、看護師による場合	同一日2人	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
			週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
	同一日3~9人	週3日まで	2,780円	278円	556円	834円		
		週4日目以降	3,280円	328円	656円	984円		
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合	同一日2人	5,550円	555円	1,110円	1,665円			
	同一日3~9人	2,780円	278円	556円	834円			
訪問看護基本療養費 (III)			外泊中の訪問看護・算定要件あり	8,500円	850円	1,700円	2,550円	
管理療養費	月の初日	機能強化型1	13,760円	1,376円	2,752円	4,128円		
		機能強化型2	10,460円	1,046円	2,092円	3,138円		
		機能強化型3	9,030円	903円	1,806円	2,709円		
		機能強化型4	9,030円	903円	1,806円	2,709円		
		機能強化型以外	7,710円	771円	1,542円	2,313円		
	月の2日目以降 (1日につき)	単一建物居住者が20人未満	3,010円	301円	602円	903円		
精神科基本療養費 (I)	週3日まで	30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円		
		30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円		
	週4日目以降	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円		
		30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円		
精神科基本療養費 (III)	同一建物内建物居住者で同一日複数者	同一日2人	週3日まで	30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
			週4日目以降	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
		同一日3~9人	週3日まで	30分未満	2,130円	213円	426円	639円
			週4日目以降	30分未満	2,550円	255円	510円	765円
	同一建物内建物居住者で同一日複数者	同一日2人	週3日まで	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
			週4日目以降	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		同一日3~9人	週3日まで	30分以上	2,780円	278円	556円	834円
			週4日目以降	30分以上	3,280円	328円	656円	984円
精神科基本療養費 (IV)			外泊中の訪問看護・算定要件あり	8,500円	850円	1,700円	2,550円	

(2) 各種加算料金

項目	内容	費用額	自己負担分/回			
			10割	1割	2割	3割
24時間対応体制加算 (月1回)	(イ) 24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組みが行われている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円	
	(イ) 以外	6,520円	652円	1,304円	1,956円	
緊急訪問看護加算	主治医の指示に基づき緊急訪問した場合	月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
		月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円

項目	内容		費用額	自己負担分/回			
				10割	1割	2割	3割
夜間・早朝訪問看護加算 6時～8時・18時～22時	同一建物内居住者で 同一日訪問の人数	同一日に1人又は2人	2,100円	210円	420円	630円	
		同一日に3人以上9人以下	1か月15日目まで	2,100円	210円	420円	630円
			1か月16日目～	1,900円	190円	380円	570円
深夜訪問看護加算 22時～6時	同一建物内居住者で 同一日訪問の人数	同一日に1人又は2人	4,200円	420円	840円	1,260円	
		同一日に3人以上9人以下	1か月15日目まで	4,200円	420円	840円	1,260円
			1か月16日目～	4,000円	400円	800円	1,200円
特別管理加算 (月1回)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等や留置カテーテルを使用している場合など		5,000円	500円	1,000円	1,500円	
	在宅酸素・経管栄養、訪問点滴注射管理指導、真皮を超える褥瘡の状態等		2,500円	250円	500円	750円	
長時間訪問看護加算	90分を超える訪問看護 特別訪問看護指示書による利用者、特別な管理を必要とする者は週1回まで、 15歳未満の超重症児・準超重症児、15歳未満の医療的ケア児は週3回まで		5,200円	520円	1,040円	1,560円	
複数名訪問看護加算 ※週3回まで	看護師、理学療法士・作業療法士等と同行	1日1回 週1回まで	同一建物内1人または2人	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物内3人以上9人以下	4,000円	400円	800円	1,200円	
	准看護師と同行	1日1回 週1回まで	同一建物内1人または2人	3,800円	380円	760円	1,140円
		同一建物内3人以上9人以下	3,400円	340円	680円	1,020円	
その他の職員と同行(厚生労働大臣が定める場合以外)	1日1回 週3回まで	同一建物内1人または2人	3,000円	300円	600円	900円	
		同一建物内3人以上9人以下	2,700円	270円	540円	810円	
複数名訪問看護加算	その他の職員と同行 (厚生労働大臣が定める場合)	1日に1回	同一建物内1人または2人	3,000円	300円	600円	900円
			同一建物内3人以上9人以下	2,700円	270円	540円	810円
		1日に2回	同一建物内1人または2人	6,000円	600円	1,200円	1,800円
			同一建物内3人以上9人以下	5,400円	540円	1,080円	1,620円
		1日に3回	同一建物内1人または2人	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
			同一建物内3人以上9人以下	9,000円	900円	1,800円	2,700円
難病等複数回訪問加算	1日2回訪問の場合	同一建物内1人または2人	4,500円	450円	900円	1,350円	
		同一建物内3人以上9人以下	4,000円	400円	800円	1,200円	
	1日3回以上訪問の場合	同一建物内1人または2人	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
		同一建物内3人以上9人以下	月20日目まで	7,200円	720円	1,440円	2,160円
月21日目以降	6,900円		690円	1,380円	2,070円		
乳幼児加算(6歳未満)	1日につき	(イ)6歳未満乳幼児	1,400円	140円	280円	420円	
		(ロ)6歳未満かつ超重症児、準超重症児	1,800円	180円	360円	540円	
退院時共同指導加算	入院中若しくは入所中の者に対して在宅生活における必要な指導を行いその内容を文書により提供した場合		8,000円	800円	1,600円	2,400円	
特別管理指導加算	* 特別管理加算対象の方の場合退院時共同指導加算に追加加算		2,000円	200円	400円	600円	
退院支援指導加算	末期の悪性腫瘍等の患者に対し、退院時に在宅において療養上必要な指導を行った場合		6,000円	600円	1,200円	1,800円	
長時間訪問看護加算	長時間の訪問を要する者に対し長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合		8,400円	840円	1,680円	2,520円	
在宅患者連携指導加算	訪問診療を実施している医療関係職種間で、月2回以上、文書により情報共有を行い、共有された情報を基に、利用者・その家族に対して指導を行った場合		3,000円	300円	600円	900円	
訪問看護医療情報連携加算	在宅療養を行っている利用者に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行う際に関係職種がICTを使用した記録を活用した場合		1,000円	100円	200円	300円	
在宅患者緊急時等がファルシ加算 月2回まで	在宅医の要請により関係者と共同でカンファレンスに参加し、療養上の指導を行った場合		2,000円	200円	400円	600円	
看護・介護職員連携強化加算	たんの吸引等が必要な利用者に対し訪問介護事業所と連携し計画の作成等に対する助言等の支援を行った場合		2,500円	250円	500円	750円	
専門管理加算 (月1回)	緩和ケア、褥瘡又は人工肛門ケア等に係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を終了した看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合		2,500円	250円	500円	750円	

項目	内容	自己負担分/回			
		10割	1割	2割	3割
訪問看護ターミナルケア療養費1	自宅（一部施設を含む）又はターミナルケアを行った後24時間以内に自宅以外で亡くなった場合	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナルケア療養費2	看取り加算を算定している特別養護老人ホームの場合	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
情報提供療養費1	区市町村等	1,500円	150円	300円	450円
情報提供療養費2	学校、保育所等入学入園、転学転園時	1,500円	150円	300円	450円
情報提供療養費3	入院・入所の際	1,500円	150円	300円	450円
DX 情報活用加算（月1回）	医療 DX 情報活用した訪問看護の提供	50円	5円	10円	15円

◆2026年6月1日～2027年5月31日

訪問看護物価対応料	月の初日	物価上昇対応	60円	6円	12円	18円
	月の2日目以降1日につき		20円	2円	4円	6円
訪問看護ベースアップ評価料！	訪問看護ステーションの処遇改善		1,050円	105円	210円	315円
	2026年6月以前から継続している場合		1,830円	183円	366円	549円

◆2027年6月1日～

訪問看護物価対応料	月の初日	物価上昇対応	120円	12円	24円	36円
	月の2日目以降1日につき		40円	4円	8円	12円
訪問看護ベースアップ評価料！	訪問看護ステーションの処遇改善		2,100円	210円	420円	630円
	2026年6月以前から継続している場合		2,880円	288円	576円	864円

【その他の料金について（自費）】

（令和8年6月1日改定）
消費税込

項目	内容		自己負担費用/回	
(1) 訪問看護の延長料金	(30分につき)	9時～17時	2,500円	
		17時～22時	3,000円	
		22時～朝9時	3,500円	
(2) 医療・介護保険が利用できないときの訪問看護費用			10割相当額	
(3) 休日利用料	医療保険利用の方対象	90分以内 (1回につき)	9時～17時	3,000円
			17時～22時	4,000円
			22時～朝9時	5,000円
(4) 休日利用延長料	医療保険利用の方対象	90分を超えた場合（30分につき）	2,000円	
(5) 訪問看護キャンセル料金	当日午前9時以降のキャンセル、または訪問時不在だった場合		各保険の自己負担割合に準ずる金額	
(6) 衛生材料	日常生活に必要なもの		実費相当額	
(7) 交通費	医療保険利用の方対象	公共交通機関の場合		実費相当額
		自動車の 場合	ガソリン代	事業所より片道2km未満 200円 事業所より片道2km以上 100円 (1kmごとに加算)
			駐車場代	実費相当額
(8) エンゼルケア（死後の処置）料金	死亡後のご遺体のお世話		22,000円	
	エンゼルメイクセット（希望者のみ）		1,500円	
(9) 領収証明書（再発行月毎/1枚あたり）			150円	